

○函館市旅館業法施行細則

昭和59年12月21日

規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。

(営業の許可申請書)

第2条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第1条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

(経営の許可等の通知)

第3条 市長は、省令第1条第1項の規定による申請があつた場合において、旅館業の経営を許可することと決定したときは、別記第2号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 法第3条第5項の規定による通知は、別記第3号様式の通知書によりするものとする。

(承継の申請書)

第4条 省令第1条の3第1項に規定する申請書は、別記第3号様式の2によらなければならない。

2 省令第2条第1項に規定する申請書は、別記第4号様式によらなければならない。

3 省令第3条第1項に規定する申請書は、別記第5号様式によらなければならない。

(承継の承認等の通知)

第5条 市長は、省令第1条の3第1項、第2条第1項または第3条第1項の規定による申請があつた場合において、地位の承継を承認することと決定したときは、別記第6号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 法第3条の2第2項において準用する法第3条第5項、法第3条の3第2項において準用する法第3条第5項および法第3条の4第3項において準用する法第3条第5項の規定による通知は、別記第7号様式の通知書によりするものとする。

(変更等の届書)

第6条 省令第4条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の届書によらなければならない。

(1) 第2条または第4条の申請書に記載した事項を変更したとき 別記第8号様式

(2) 営業の全部または一部を停止したとき 別記第9号様式

(3) 営業の全部または一部を廃止したとき 別記第10号様式

- 2 旅館業を営む者が死亡し、または失そうの宣告を受けたことにより営業の廃止があつたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者は、別記第10号様式の届書により速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 戸井町、恵山町、楸法華村および南茅部町の編入の日前に旅館業法施行細則（昭和23年北海道規則第123号）の規定によりなされた手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和61年6月23日規則第37号）

この規則は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第24号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の函館市旅館業法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書および届書は、改正後の函館市旅館業法施行細則の規定により提出された申請書および届書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則（平成13年3月29日規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月22日規則第96号）

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日規則第64号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第31号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第49号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月8日規則第43号）

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（令和2年12月3日規則第67号）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 改正後の別記第1号様式および別記第5号様式の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る旅館業の営業の許可および相続による旅館業の承継の承認について適用し、同日前の申請に係る旅館業の営業の許可および相続による旅館業の承継の承認については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月28日規則第4号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの（以下この項において「申請書等」という。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則（令和5年12月11日規則第45号）

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を譲り受けた者が行う同法第3条第1項の許可の手續に係る申請書については、改正後の別記第1号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記第1号様式(第2条関係)

旅館業経営許可申請書

年 月 日

函館市長 様

次のとおり旅館業法第3条第1項の許可を受けたいので、旅館業法施行規則第1条第1項の規定により申請します。

申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	電話		
	ふりがな			
	氏名(法人にあつては、その名称および代表者の氏名)			
	生 年 月 日	年 月 日		
申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無および該当するときは、その内容	有 ・ 無	内 容		
ふりがな				
営業施設の名称				
営業施設の所在地	電話			
営業の種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業			
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号に該当することの有無および該当するときは、その内容	有 ・ 無	内 容		
営業施設の構造設備の概要				
客室数および定員	室 人			

添付書類

- 1 法人にあつては、定款または寄附行為の写し
- 2 営業施設の構造設備の概要を明らかにする図面

注 「営業の種別」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

別記第2号様式(第3条関係)

第 号

旅館業経営許可通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあつた旅館業の経営については、次のとおり許可することと決定したので通知します。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 客室数および定員
- 5 許可の条件

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第3号様式(第3条関係)

旅館業経営不許可通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあつた旅館業の経営については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第3号様式の2（第4条関係）

旅館業の譲渡による承継承認申請書

年 月 日

函館市長 様

譲受人

住所（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名）

申請者 生年月日 年 月 日

譲渡人

住所（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名）

次のとおり旅館業を営む者の地位を承継したいので、旅館業法施行規則第1条の3第1項の規定により申請します。

- 1 譲渡の予定年月日 年 月 日
- 2 営業施設の名称
- 3 営業施設の所在地
- 4 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無および該当するときは、その内容

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款または寄附行為の写し

別記第4号様式(第4条関係)

合併(分割)による承継承認申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

次のとおり旅館業を営む者の地位を承継したいので、旅館業法施行規則第2条第1項の規定により申請します。

- 1 合併により消滅する法人または分割前の法人の名称,主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- 2 合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割により旅館業を承継する法人の名称,主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- 3 合併または分割の予定年月日 年 月 日
- 4 営業施設の名称
- 5 営業施設の所在地
- 6 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号
- 7 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無および該当するときは,その内容

添付書類

合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割により旅館業を承継する法人の定款もしくは寄附行為の写し



別記第5号様式(第4条関係)

相続による承継承認申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
氏 名  
申請者 生年月日 年 月 日  
被相続人との続柄

次のとおり旅館業を営む者の地位を承継したいので、旅館業法施行規則第3条第1項の規定により申請します。

- 1 被相続人の氏名および住所
- 2 相続開始の年月日 年 月 日
- 3 営業施設の名称
- 4 営業施設の所在地
- 5 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号
- 6 旅館業法第3条第2項各号(第7号を除く。)に該当することの有無および該当するとき  
は、その内容

添付書類

- 1 戸籍謄本または不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項  
に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により旅館業を営む者の地位  
を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記第6号様式(第5条関係)

旅館業承継承認通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付で申請のあつた旅館業を営む者の地位の承継については、次のとおり承認することと決定したので通知します。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 承認の条件

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第7号様式(第5条関係)

旅館業承継不承認通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあつた旅館業を営む者の地位の承継については、次の理由により承認しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第8号様式(第6条関係)

申請書記載事項変更届書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる  
事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名)

次のとおり旅館業経営許可申請書(旅館業の譲渡による承継承認申請書, 合併による承継承認申請書, 相続による承継承認申請書)の記載事項を変更したので, 旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 変更年月日 年 月 日
- 6 変更事項
- 7 変更内容
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後

別記第9号様式(第6条関係)

旅館業停止届書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる  
事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名)

次のとおり旅館業の全部(一部)を停止したので、旅館業法施行規則第4条の規定により  
届け出ます。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 停止年月日 年 月 日
- 6 再開予定年月日 年 月 日
- 7 一部停止の場合にあつては、その停止部分
- 8 停止の理由

別記第10号様式（第6条関係）

旅 館 業 廃 止 届 書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地）  
氏 名（法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名）

次のとおり旅館業の全部（一部）を廃止したので、旅館業法施行規則第4条（函館市旅館業法施行細則第6条第2項）の規定により届け出ます。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 廃止年月日 年 月 日
- 6 一部廃止の場合にあつては、その廃止部分
- 7 廃止の理由

- 別記第1号様式 (第2条関係)
- 別記第2号様式 (第3条関係)
- 別記第3号様式 (第3条関係)
- 別記第3号様式の2 (第4条関係)
- 別記第4号様式 (第4条関係)
- 別記第5号様式 (第4条関係)
- 別記第6号様式 (第5条関係)
- 別記第7号様式 (第5条関係)
- 別記第8号様式 (第6条関係)
- 別記第9号様式 (第6条関係)
- 別記第10号様式 (第6条関係)